

令和3年第7回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（17名）

2番	佐々木	孝二	3番	小川	正文
4番	伊東	温子	5番	齋藤	聡
6番	齋藤	進	7番	森	鉄也
8番	渋谷	正敏	9番	佐藤	直哉
10番	宮崎	信一	11番	佐藤	治一
12番	佐々木	正勝	13番	佐々木	春男
14番	佐々木	敏春	15番	伊藤	竹文
16番	佐藤	文昭	17番	菊地	衛
18番	佐藤	元			

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山田克浩 次長 須田益巳
 班長兼副主幹 今野真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁	市民福祉部長	須田美奈
農林水産部長	村上 司	建設部長	阿部光弥
商工観光部長	齋藤和幸	教育次長	畠山真姫子
消防長	加藤十二	会計管理者	須田 徹
総務課長	佐々木俊孝	総合政策課長	齋藤 稔
生活環境課長	佐々木宏和	福祉課長	佐々木美佳
子育て支援課長	齋藤和也	長寿支援課長・ 地域包括支援センター長	齋藤 恵美
農村整備課長	池田智成	観光課長	今野伸二

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和3年12月10日（金曜日）午前10時開議

- 第1 報告第10号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第2 議案第81号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第82号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第83号 にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定について
- 第5 議案第84号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について
- 第6 議案第85号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第7 議案第86号 令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第8 議案第87号 令和3年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第9 議案第88号 令和3年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第89号 令和3年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第90号 令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第91号 令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）について
- 第13 一般会計予算特別委員会の設置
- 第14 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第10号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての報告1件及び日程第2、議案第81号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてから日程第12、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についてまでの議案11件、計12件を一

括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第10号にかほ市観光開発株式会社経営状況の報告についてから議案第82号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで報告第10号から議案第82号まで3件の質疑を終わります。

次に、議案第83号にかほ市公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。16番佐藤文昭議員。

●16番（佐藤文昭君） それでは、通告書を提出しておりますので質疑をさせていただきます。

議案第83号にかほ市の公の施設における浴室の使用に係る関係条例の整備に関する条例制定についてです。

1つ目は、それぞれの公の施設における3ヵ年の浴室利用状況（市内・市外）と収支を資料として提出いただき、説明を求めます。

2の利用料金の変更について、はまなす第8条、ねむの丘第9条において、利用料金（入浴料）を変更するときは市長の承認を受けるとしている。今回の改正は、上限（範囲内）として、指定管理者が料金を定めるものとしているので、実際の利用料金は据え置き、または変更することもあるのか。

3、民間施設と入浴料金の均衡を図るとしているが、これまでに入浴料金について協議はなされてきたのか。また、民間施設から入浴料金に要望等があったのか。

4は、はまなす、ねむの丘は、第30期計画では、入浴料収入をそれぞれ4,000万円計上、前年対比で、合わせて2,200万円増収を見ているが、この料金改定に伴い、このまま推移していくと、はまなす、ねむの丘、両施設の料営改善に繋がると見えていますか。

5番目は、自治基本条例第25条では、市民への説明責任を果たすため、広く市民の意見を求めるため、説明会等を実施するとしている。今回の入浴料金改定について、利用者の声をどう把握しているのか。説明会の開催は。

以上の点について質疑します。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） それでは、佐藤文昭議員の議案質疑につきまして、ご質問の1番から4番までは私が答弁いたします。

なお、皆様に議案質疑資料と書かれた横版の資料を配付させていただいておりますが、最初に一部、通知の訂正をさせていただきます。

資料の表紙をめくっていただきまして、1ページの上の方、午ノ浜温泉の右から3列目ですが、利用者数についてですが、令和3年4月から10月分の利用者数が「12,789人」となっておりますが、これを「11,540人」に訂正をお願いいたします。同じく1人当たりの単価を「643円」から「713円」に訂正をお願いいたします。また、その下の行、令和元年分の利用者数を「14,269人」と書かれておりますが「11,850人」に訂正をお願いいたします。同じく1人当たりの単価を「937円」から「1,129円」に訂正をお願いいたします。

それでは、ご質問の1番目の、それぞれの公の施設の3年間の利用状況、収支についてお答えいたします。

配付しております資料の1ページ、公の施設浴室利用状況資料をご覧ください。

表題部分の3列目、年度等につきましては、ご質問にありました3ヵ年分の各調査年度を表わしております。令和2年度はコロナ禍で平準的な数値が出にくいことから、一部の施設を除いては令和元年度以前の3ヵ年の実績で掲載しております。次に4列目、市内・市外の別は、ご質問にありました市内・市外別の利用状況です。その右側の入浴料収入と、その隣の経費の部分がご質問にありました収支でございます。

なお、経費につきましては、この資料の一番下の欄外の「※」にございますよう、①光熱水費や、それから消耗品費、リース料等や人件費の年間総額であり、修繕や工事費等は含んでおりません。また、②にありますよう、大半が休憩室や宿泊室などの機能も附随していることから、利用頻度等を考慮し、按分して入浴に伴う経費を算出しております。

それでは、施設ごとに若干説明を加えます。

午ノ浜温泉についてですが、令和2年度に大規模改修工事を行っており、今年度の10月までの利用者数を見ますと、新型コロナの影響で休業期間があったにもかかわらず半年足らずで先ほど訂正させていただきました1万1,540人と、令和元年度1年間の1万1,850人に迫る数値でございます。これはリニューアル効果による新規のお客様の純増とともに、スマイルの浴室の閉鎖や民間の公衆浴場から人が流れたものと分析しております。

次に、はんの木についてですが、入浴料収入の欄が横線となっております。入浴料収入が無いことを意味します。老人憩の家条例では、料金改正前100円を改正後200円といたす予定ですが、これまで70歳以上を対象とした入浴料無料のほかほか入浴事業以外での利用申請が無かったことによるものです。

次に、2行飛ばしまして、ねむの丘とはまなすについてですが、この二つの施設はにかほ市観光開発株式会社が指定管理を受けているものです。このページの欄外が一番下の「※」にございますように、第25期と第26期の経費につきましては、膨大な伝票等から仕分けや按分が必要で、本日に間に合わせての算出が困難でありましたため、第27期の入浴料収入と経費の割合を用いた換算値といたしておりますのでご了承願います。

次に、ご質問2にお答えいたします。

ご質問にごございましたように、はまなすにおいては温泉保養センターはまなす条例にて、ねむの丘においては象潟ねむの丘条例において、それぞれ第8条、あるいは第9条にて、各条例の別表で

定める料金の範囲内で市長の承認を受けた上で指定管理者が料金を定める、あるいは変更することができるものとされております。

佐藤議員のご質問のとおり、市長が承認すれば各条例の仕組み上は据え置きや変更も可能ということになります。

これまでの運用の例といたしまして、両条例には回数券の料金設定がございませんでしたが、この8条、あるいは9条の条項に基づき、1回分得をする回数券を発行しておりました。改正後も同様に、料金改正後、つまり来年の4月1日以降ですが、最初の6ヵ月間は10回分の入浴料金で12回券を、その後は11回券の回数券を発行することとしております。

次に、ご質問の3つ目の民間の施設との協議や民間の施設からの要望についてお答えいたします。

本年8月6日に観光課が主催し、市内で入浴施設を有する全ての民間事業者を対象に、入浴施設の運営状況に関する情報共有及び意見交換会を開催いたしました。

公の入浴施設の料金についても情報交換を行うとともに、ご意見やご要望も上がっております。ご意見、ご要望としては、多くの事業者より、にかほ市の公共の入浴施設の料金が安すぎるとのご意見のほか、個別のご意見では、公共の入浴施設がもし値上げをすれば、そのタイミングにあわせて値上げをしたいとの事業者や、公共の入浴施設の安価な料金設定のため、値上げすることもできず死活問題になっているとの強い要望もございます。

次に、(質問)4についてでございます。今議会初日に、にかほ市観光開発株式会社の第29期の決算報告をさせていただきましたが、はまなすであれば入浴料の決算額が3,166万3,600円ですが、仮に入浴料金以外の条件を変えることなく、かつ回数券の利用も考慮せず、単純に入浴料金を300円から400円に値上げたものとすれば、4,211万2,588円となり、1,044万8,988円の売り上げが上がる試算になります。はまなすは、全収益に対する入浴料金の割合が約23%と比較的高いため、これだけを見ますと当期純損失がほぼ解消される試算になります。同様に、ねむの丘の入浴料金を350円から450円に改正した場合、754万1,562円の売り上げ増加となります。ねむの丘は入浴料収入の割合ははまなすに比較し、約8%と小さく、損失解消までは至りませんが、約4,700万円の損失が約4,000万円まで縮小される試算になります。

このように入浴料金の改正により、収支の改善には多少なりとも繋がるものとは考えますが、ご質問にございました経営改善という言葉を広い意味で捉えた場合、単に値上げをしたから経営改善が図られるということではなく、従業員全員がお客様を中心に経営を組み立てるユーザーインの視点に基づく当事者意識と、イノベーションや高いコスト意識を常に持ち、諸課題に一つずつ対峙し続けることにより、真の意味での経営改善に繋がるものと考えます。

1から4の答弁は以上となります。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、5番目のご質問につきまして、私の方から説明いたします。

このたびの条例改正については、11月26日に補足説明をしまして、一つ目といたしましては、平成17年の合併当初から二度の消費税増税がありましたが、当初のままの使用料を据え置いて

きたこと、二つ目といたしまして、市内における公衆浴場法の適用を受ける民間の施設に及ぼす影響、三つ目といたしましては、他の自治体の施設との比較でございます。

以上3点によりまして条例改正が必要と認め、今回上程するものでございます。

この条例改正は、今12月定例会においてご説明し、施行を令和4年4月1日としております。したがって、十分な期間をもって周知を図ることにより、利用者の方々にはご理解をいただけるものと判断して提案させていただいております。

なお、今回の条例改正は、市政の基本方針を定める条例改正、あるいは市民生活に重大な影響を及ぼす制度改正ではありません。よって、にかほ市自治基本条例第25条による意見聴取の実施につきましては、同第24条の1項から3項に該当し得ない案件と理解しております。

以上で説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 16番。

●16番（佐藤文昭君） 今の答弁の中で、8月6日に運営状況についていろいろ話し合いの場を持ったということですけども、その出席者はどういう方々でしたか。

それから、ねむの丘、はまなすにおいて、市長の承認はいつ受けたのか。他施設も同様に市長の承認を受けているのか。

入浴料金の改定の理由として、民間施設、近隣市町村の入浴施設との均衡を図るといような提案理由です。非常に漠然としている提案理由でございますので、私——收支状況を出していただきますけども、公の施設でも経営を維持するための料金改定が必要があるというような、そういうこともですねひとつ提案理由につけ加えるべきでなかったか、その点についてひとつ伺います。

それから、総務部長から自治基本条例には沿ってないというか、そういう説明でございますけども、また市民に積極的にですね料金改定の情報を提供することが大切ではないかと思えますよ。市民の声をどのようにして把握してきたのか、説明会なんかを順序立ててやるべきでなかったんですか。

●議長（佐藤元君） 今野観光課長。

●観光課長（今野伸二君） 最初の8月6日で開催されました情報交換会というところに参加していただいた事業者さんにつきましては、市内の入浴施設を有する事業所ということで、日帰り、宿泊関係なく入浴施設を運営しているところの事業者さんを対象にして情報交換会というものを開催させていただいたところです。

以上です。

【「承認受けたかについては、」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 市長の承認について。今野観光課長。

●観光課長（今野伸二君） 市長の承認というものの考え方でございますけども、今現状、はまなすでは300円の入浴料、ねむの丘では350円と。それに付加価値をつけるために11回券の回数券を発行しているという状況でございますが、このものにつきましては合併当初以降、変わっておりません。それ以降、今現在まで料金等の改定はございませんので、市長の承認を得た事例というものはございません。

以上です。

●議長（佐藤元君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） 2回目の質問にお答えいたします。

経営状況等につきましては、担当部の方からご説明あったとおりでありますけれども、説明会の開催、それから料金改定までの順序につきましては、今回の条例改正につきましては、浴場を使用したいという方々が主に影響を受けるものであります。まして、先ほどの資料にありまして、市内・市外の割合もこちらの方の資料にあるとおりでございます。水道料金、それから国保税などの料金値上げ、診療所や学校の統廃合など、市民の生活・環境に直結する案件とは異なるものと判断しております。よりまして、繰り返しになりますが、令和4年4月1日の施行日まで十分な期間をもって周知を図ることによりましてご理解をいただけるものと判断して提案させていただいているものでございます。

以上です。

●議長（佐藤元君） 16番。

●16番（佐藤文昭君） まず、このねむの丘とはまなすの、このあらかじめ市長の承認を受けてその範囲内で料金を定めると、その承認はいつ受けたのですかということ。市長の承認が必要なんでしょう。そこを聞いているんですよ。その市長の承認をいつ受けたのか、そこを確認します。

それからですね、今回の各施設一律、同じ料金で値上げ、料金改定します。例えば午ノ浜温泉とか、はんの木、あるいはねむの丘、都市農村交流センター、いろいろ設置条例も違いますし、そういう目的も違うんです。観光施設、あるいは福祉施設。そういう施設をですね一律の同じ料金で料金改定するって、そこら辺の考え方、説明願います。

それからですね、各施設の管理状況が非常に思わしくないというような、そういう市民からの声もあります。そういうことも踏まえながら料金改定との関連あるんですか。

それから、市政報告にですね今回の料金改定については一言も触れてないんですよ。なぜ掲載されてなかったんですか。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 多岐にわたるご質問のため、もし抜かしてしまったら、もう一度確認の意味でご質問いただきたいと思います。まず最初の観光開発株式会社の料金について、市長の承認を受けてないのでは、いつ受けたのか、いつ受けてないのではということでしたが、各条例に掲げられた料金の範囲内で、例えば値引きしたりすることができる、市長が承認して指定管理者がそれを定めればできるということになっておりますが、値引きして運用したことがございませんので、市長の承認の機会もございませんし、指定管理者が安い料金を定めたこともないということです。

それから、各施設の経営状況が違うのに一律100円の値上げということのご質問もあったかと思いますが、先ほどお配りした収支の資料をご覧くださいますと、相当施設によってばらつきはございます。1人当たりの単価に合わせた場合に、到底その収支に見合うような単価ということにはなってございません。これにあわせて料金をそれぞれ値上げするとすると、あるいはこれに近い金

額で料金を値上げするとすると、施設によってはかなり高くなってしまいうというものもございます。それに、これまでの料金というものを何年も続けてきたわけですので、やはり激変ということは利用される市民にとってもふさわしいことではないと考えております。しかしながら、初日の補足説明でも説明させていただいたように、消費増税が2回あったり、それから、人件費や燃料費など高騰等も各施設でございますので、激変緩和ということも考えた上で、また、他の自治体の公共施設の料金といったところのバランスもとり、かつ地元の民間の施設からの強い要望等も考え合わせた場合に、一律100円の値上げをさせていただくというのが現在、ある意味妥当な値上げであり、金額、料金水準になっていくとの判断でこのようにさせていただいたものです。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時32分 再開

●議長（佐藤元君） 再開します。

総務部長、3番の件、いいですか。市政報告に載らなかった理由。答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、市政報告の方で報告がなされなかったという点につきまして、ご質問にお答えいたします。

今回のこの条例改正につきましては、議案に掲載されております。それで、私の方といたしましては、担当部署については補足説明において資料を用いて丁寧な説明を行ってくださいということで報告しておりますので、今回、意図的に市政報告に載せないと、そういうことではございません。議案第83号として議案に乗っております、その中で丁寧に説明をし、それから委員会審査、本会議の可否をいただくというような形になっておりますので、そのように判断して今回の市政報告は作成されております。

以上です。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 先ほど市長の承認のことにつきまして、私、過去のことを答弁させていただきましたが、料金改正後につきましては、これから本議会にてご承認いただいて、まず例えばねむの丘ですと、1回券450円ということで定まります。その後で市長の承認が得れば、例えば12回券をいくらで発行しますよとか、11回券をいくらで発行しますよということは、その後の市長の承認と指定管理者の判断ということになりますのでご理解願います。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

●議長（佐藤元君） 再開します。

これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。4番伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 議案番号が84号の令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）中、ページ数は5ページの第2表債務負担行為の中で、令和4年度各種ごみ収集運搬業務1億1,168万3,000円について質疑します。

令和2年度予算額1億6,000万円、同決算額9,788万9,000円、不用額として811万1,000円、令和3年度予算額9,939万6,000円です。この債務負担行為額の積算根拠を伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、伊東温子議員の質問にお答えいたします。

(1)債務負担行為の積算根拠についてであります。

各種ごみ収集運搬業務の債務負担行為限度額1億1,168万3,000円の算出根拠につきましては、秋田県公共単価令和3年度実施単価表に基づきまして、収集運搬等 person 費——労務費になります——そのほか車両費、燃料費等を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの業務期間として積算し、算出したものです。

令和3年度の予算額9,939万6,000円は、令和2年度の12月定例会におきまして債務負担行為の限度額1億1,000万円を可決いただき、1月に入札を執行し、その契約額に合わせ、予算措置したものであります。

一方、令和2年度は債務負担行為を設定していないため、入札前の設計額に基づき予算措置をしており、業務確定後に請負差額を減額補正したものです。

いずれの年度におきましても、積算については秋田県公共単価等を参考に積算しております。

●議長（佐藤元君） 4番。

●4番（伊東温子君） 再質問なんですけども、それではにかほ市のこの業務についてでありますけれども、夏期の収集の場合に最初の頃は祝祭日のごみ収集がありました。その後、1年を通して祝祭日の収集になったわけなんですけども、これはこの分についてはどのように、秋田県といっても取り組み方が違うと思うんですけど、そういう点についてはどのような扱いになるのか、そしてまた、そのごみ収集量というのが、平日のごみ収集量とどのくらいのごみの量が違うかということについて。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） こちらの積算につきましては、収集日数、こちらの方、この業務期間の中に何日の収集ということで日数換算ということになっております。使用する単価は、秋田県公共の労務単価ということになりますので、秋田県がそれぞれ状況が違うというのはそれは当然でございますし、収集の日数につきましても各自治体違うと思っておりますので、そういったことで比較はできないと思っておりますが、にかほ市において先ほど議員がおっしゃるとおり、そういった収集日を

総額、含めた形での掛ける何日、掛ける単価という形で積算をしているというところでございます。

【4番（伊東温子君）「いいです」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号令和3年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてから議案第90号令和3年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの6件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第85号から議案第90号まで6件の質疑を終わります。

次に、議案第91号令和3年度にかほ市一般会計補正予算（第12号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第91号の質疑を終わります。

日程第13、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第84号及び議案第91号の審査のため、議長を除く16人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。8番渋谷正敏議員。

しばらく休憩します。

午前10時42分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（16名）

2番	佐々木	孝二	3番	小川	正文
4番	伊東	温子	5番	齋藤	聡
6番	齋藤	進	7番	森	鉄也
8番	渋谷	正敏	9番	佐藤	直哉
10番	宮崎	信一	11番	佐藤	治一
12番	佐々木	正勝	13番	佐々木	春男
14番	佐々木	敏春	15番	伊藤	竹文
16番	佐藤	文昭	17番	菊地	衛

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	山田	克浩	次	長	須田	益巳
班長兼副主幹	今野	真深				

.....

説明員

市長	市川	雄次	副市長	本田	雅之
教育長	齋藤	光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤	正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤	喜仁	市民福祉部長	須田	美奈
農林水産部長	村上	司	建設部長	阿部	光弥
商工観光部長	齋藤	和幸	教育次長	畠山	真姫子
消防長	加藤	十二	会計管理者	須田	徹
総務課長	佐々木	俊孝	総合政策課長	齋藤	稔

生活環境課長	佐々木 宏 和	福祉課長	佐々木 美 佳
子育て支援課長	齋 藤 和 也	長寿支援課長・ 地域包括支援センター長	齋 藤 恵 美
農村整備課長	池 田 智 成	観光課長	今 野 伸 二

.....

午前10時44分 開 会

●年長委員（渋谷正敏君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は16人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に3番小川正文委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、9番佐藤直哉委員を推薦します。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（渋谷正敏君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には3番小川正文委員、副委員長には9番佐藤直哉委員が決定しました。

3番小川正文委員、9番佐藤直哉委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前10時45分 休 憩

午前10時46分 再 開

【一般会計予算特別委員長（小川正文君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名されました小川です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第84号及び議案第91号をそれぞれの一般

会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前10時47分 散 会

.....

午前10時48分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案及び陳情の付託を議題とします。

お諮りします。本日議題となった議案第81号から議案第91号までの議案11件は、配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第7号から陳情第12号については、配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時49分 散 会
